

厚田村の未来を考える

厚田村が**単独**で

やっていくために... その2

目次

はじめに	P1
1. 人口の見通し	P2
2. 財政推計	P3
3. 自立するためには	P4
・歳入の確保	P4
・歳出の抑制	P6
・対策を講じた後の収支バランス	P13
おわりに	P14
資料集	P15

平成 16 年 9 月
厚 田 村

はじめに

昨年は、合併しないで「単独でやっていくために」と題した冊子を作成して、合併問題について皆さんから意見をいただきました。

その後1年が経過したわけですが、一向に景気の回復は見られず、少子高齢社会はさらに進み、三位一体改革により地方交付税もさらに落ち込み、本村を取り巻く環境は、一層厳しさを増しています。

平成15年1月に設立された3市村の合併協議会は、これまで14回開催され、合併に必要な協議項目の全てが確認されました。それにより、「合併するとした場合の姿」ができましたので、村では、それと比較検討するための「合併しない場合の姿」として『単独でやっていくために…その2』を作成いたしました。

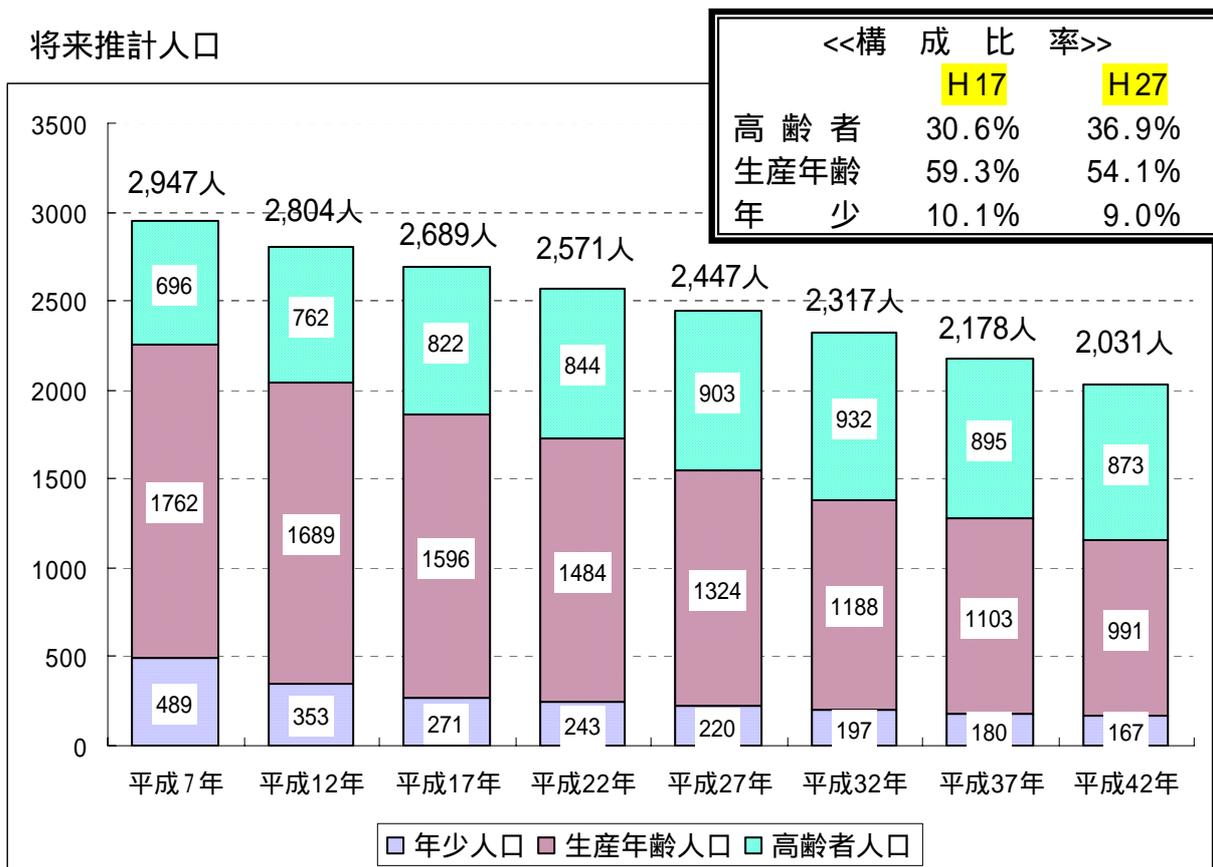
作成にあたっては、平成14年度からスタートした第4期厚田村総合計画の基本テーマである「人と自然が調和した健康とやすらぎのあるまちづくり」の理念を引継ぎ、環境の保全や村民の健康づくりに重点を置き、保健センターの建設事業や下水道整備事業を継続、さらに医療体制の確保に努めるなど、最低限の事業や住民サービスを確保したうえで、自立に向けて、新たな住民負担増や行政経費の削減について徹底した見直しを行っています。

村民の方々には、それぞれに立場があり、それぞれに考えがあると思いますが、この「合併しない場合の姿」を、厚田村の未来を考え、合併するべきか否かを判断する一つの材料としていただければ幸いです。

1. 人口の見通し

厚田村の総人口は、昭和 25 年の 6,722 人をピークに減少傾向をたどり、平成 12 年には 2,804 人と、半数以下に減少しています。

今後、総人口はさらに減少することが予想され、平成 27 年には 2,500 人を下回ることに加え、年々高齢者人口は増加し、反対に年少人口や生産年齢人口は減少の傾向をたどり、少子高齢社会が一層加速することとなります。



資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所「小地域簡易将来推計人口」

「人口の減少」や「少子高齢社会」が行政に与える影響はなんだろう？

1. 普通交付税の減少

厚田村の歳入の約 6 割を占める普通交付税の算定には、国勢調査による人口数値を用いることから、人口が減少すると普通交付税も減額されることとなります。

2. 村税の減少

働く世代の生産年齢人口や、これから働く世代の年少人口が減少すると、税金を納める人が少なくなるため、主要財源である村税が減少することとなります。

3. 社会福祉費用の増加

高齢者人口が増加することにより、老人医療費などの高齢者に対する行政費用が増加することとなります。

2. 財政推計

財政推計は、次の事項に基づいて行っています。

- (1) 一般会計について推計しています。
- (2) 建設事業においては、継続事業である「保健センター建設事業」と「下水道整備事業」のみ計上し、他の事業はすべて除いています。
- (3) 各種の事務・事業については、これまでのサービスを維持していくものとしています。
- (4) 推計期間は、合併協議会で確認された新市の建設計画期間と同様に平成 17 年度から 26 年度までの 10 年間としています。

(単位：千円)

	H 16	H 17	H 18	H 19	H 20	H 21
歳入	3,319,860	2,814,037	2,156,346	2,179,036	2,058,660	1,966,125
歳出	3,319,860	3,178,013	2,619,934	2,634,577	2,503,925	2,386,160
差引	0	363,976	463,588	455,541	445,265	420,035

	H 22	H 23	H 24	H 25	H 26
歳入	1,908,157	1,900,731	1,895,688	1,870,673	1,863,747
歳出	2,322,271	2,317,674	2,267,550	2,226,165	2,215,332
差引	414,114	416,943	371,862	355,492	351,585

このように、多くの建設事業等を除いて推計しても、毎年 3～4 億円の赤字が見込まれます。

この大きな要因としては、「三位一体改革」による交付税の減少によるものです。

(なお、17～18 年度にかけて歳入歳出額が大きく落ち込んでいるのは、保健センターの建設や下水道整備事業が 17 年度で完了することによるものです。)

交付税の推移 (17 年度以降は推計)

(単位：千円)

	H 13	H 14	H 15	H 16	H 17	H 18	H 19
普通交付税	1,839,219	1,659,959	1,553,616	1,427,307	1,273,447	1,148,286	1,291,744
特別交付税	219,649	207,179	179,663	167,985	152,194	136,340	150,116
臨時対策債	82,200	172,800	233,400	157,800	142,967	128,275	0
合計	2,141,068	2,039,938	1,966,679	1,753,092	1,568,608	1,412,901	1,441,860
減少した額	101,130	73,259	213,587	184,484	155,707	28,959	

このように、13 年度には 21 億 4 千万円交付されたものが、16 年度には 17 億 5 千万円と約 4 億円が減額されています。

3. 自立するためには

前のページで示したとおり、交付税が削減される中でほとんどの建設事業等を取り止めたとしても、毎年3～4億円の赤字が出るようになりました。

このため、合併をしないで自立していくためには、今までの住民サービスを維持していくことは困難であり、できる限り赤字を出さないよう、歳入を増加させ、歳出を抑制していかなければなりません。

ここでは、歳入・歳出それぞれにおいて考えられる対応策を挙げており、推計期間の10年間に於いて対応策を講じて生じた累計額を「効果」として表しております。

歳入の確保

使用料・手数料の見直し

推計期間の効果

公共施設使用料の見直し

- ・次の公共施設を18年度から20%値上げします。

〔総合センター、交流センターみなくる、聚富ふれあいセンター、望来集落センター、火葬場、墓地、キャンプ場、単身者住宅〕

(歳入)
1,943万円

- ・シーサイドみなくるパークゴルフ場については、使用料の改正は行わず集客増加に努めることとします。

(歳入)
4,300万円

各種事務手数料の見直し

- ・次の事務手数料を18年度から20%値上げします。

〔戸籍等証明関係、税務証明関係、狂犬病予防業務関係〕

(歳入)
407万円

- ・農業委員会所管の事務手数料を17年度から証明の内容により、10～50%値上げします。

(歳入)
11万円

村有地占用料の有料化

- ・17年度から村有敷地内(村道含む)の電柱1本につき年額700円を徴収します。

(歳入)
722万円

し尿処理手数料・ごみ処理手数料の有料化

- ・現在、家庭から排出されるし尿やごみの処理費用は村が負担していますが、北石狩衛生施設組合への負担金を削減するため、18年度からはそれぞれ次のように住民負担とします。

<<し尿処理費用>>

- ・1当たり4円を住民負担とします。
これまでの汲み取り料1当たり6円と合わせて10円の負担となります。

(歳入)
8,485万円

<<ごみ処理費用>>

- ・1袋(45)当たり150円を住民負担とします。
また、事業系ごみについても、1袋当たり100円から250円に値上げします。

(歳入)
家庭系
1億5,390万円
事業系
2,682万円

- ・これらによって、北石狩衛生施設組合への負担金が削減されます。

(歳出)
2億6,557万円

検診事業住民負担額の見直し

- ・17年度から負担額を値上げします。(引続き定額制とします。)

(歳入)
3,470万円

<<主な検診事業負担額>>

胃がん検診	500円	2,600円
肺がん検診(レントゲン)	0円	700円
子宮がん検診(頸部)	500円	2,600円
成人病検診(基本健康診査)	1,000円	8,000円
骨粗しょう症検診	2,000円	3,500円

資料集 別表5(21ページ)に、全検診の負担額を記載しています。

歳出の抑制

人件費の見直し

推計期間の効果

特別職（村長、助役、教育長）について

- ・ 17 年度から給料月額を 30%削減します。
- ・ 20 年 5 月から助役制度を廃止します。

(歳出)
1億1,132万円

(歳出)
8,149万円

議会議員について

- ・ 17～18 年度に限り、期末手当を支給しないこととします。
- ・ 次回の選挙（19 年 5 月）から定数 12 名を 8 名に削減します。

(歳出)
1,968万円

(歳出)
1億1,394万円

農業委員会委員について

- ・ 17 年度から委員の報酬を次のとおり削減し、次回の選挙（17 年 7 月）から選挙による委員の定数 10 名を 5 名に削減します。

会 長	月額	41,000 円	37,000 円
委 員	月額	31,500 円	28,000 円

(歳出)
1,493万円

教育委員会委員について

- ・ 17 年度から委員の報酬を次のとおり削減します。

委員長	月額	41,000 円	37,000 円
委 員	月額	31,500 円	28,000 円

(歳出)
174万円

一般職について

- ・ 現在 72 名の職員を 10 年後には 50 名に削減します。
- ・ 17 年度から 10 年間、給料月額を 10%削減し、管理職手当についても次のとおり削減します。

課長職	11%	7%
課長補佐職	9%	5%

(歳出)
9億1,216万円

嘱託・臨時職員について

- ・17年度から生涯学習アドバイザー（1名）、臨時事務職員（1名）及び嘱託事務職員（1名）を採用しないこととします。
- ・18年度から給食センターの休止に伴い調理員（4名）及び学校関係業務を委託することに伴い用務員（5名）を採用しないこととします。
- ・17年度から給料月額を10%削減します。
- ・学校用務員の常駐配置をやめ、必要な業務は委託により対応することとします。

(歳出)
6,675万円

(歳出)
1億8,416万円

(歳出)
5,354万円

(歳出)
5,112万円

各種委員会委員について

- ・17年度から次のとおり報酬を削減します。

委員長	日額 7,000円	5,000円
委員	日額 6,500円	5,000円

(歳出)
581万円

人件費の見直しに伴う税収減について

- ・これら人件費の見直しを17年度から行うことによって、村税収入が減額することとなります。

(歳入)
2,110万円

旅費の見直し

- ・17年度から村内・外、宿泊・日帰りを問わず議会議員、各種委員会委員、職員等の日当を廃止します。

(歳出)
3,139万円

負担金・補助金・交付金の見直し

- ・行政の執行上、又は事業の実施に伴い各種団体に加入し会費的な要素として支払っている『負担金』、各種団体や事業に対し助成している『補助金』、行政の諸用務遂行や福祉的・教育的な観点から交付している『交付金』について、次のように見直します。

<<負担金>>

- ・資料集 別表1（15～16ページ）のとおり、66団体のうち、62団体については遅くとも18年度までに脱退することとします。

(歳出)
2,658万円

<<補助金>>

- ・資料集 別表 2～3 (17～18 ページ) のとおり、58 団体 (又は事業) への補助のうち、31 団体等への補助を廃止し、14 団体等への補助を縮小することとします。

(歳出)
1億8,226万円

<<交付金>>

- ・資料集 別表 4 (19 ページ) のとおり、10 団体等への交付のうち、7 団体等への交付を廃止し、2 団体等への交付を縮小することとします。

(歳出)
8,503万円

交際費の見直し

- ・17 年度から交際費(村長・教育長・議会議長・監査委員・選挙管理委員会委員長・農業委員会会長、消防団長)を 50%削減し、18 年度にはさらに 40%削減します。(17 年度から、村民死亡の際の香典、各種総会等のお酒は廃止します。)

(歳出)
4,188万円

公共施設に関する事業の見直し

スキー場の廃止

- ・18 年度から廃止します。
- ・このことによって、リフト使用料収入がなくなります。

(歳出)
6,316万円

(歳入)
270万円

給食センターの休止

- ・18 年度から当分の間休止します。
- ・このことによって、給食費収入がなくなります。(小・中学校は給食がないため給食費がかかりませんが、保育所は給食がなくても現在と同じ保育料とします。)

(歳出)
2億2,165万円

(歳入)
1億2,339万円

発足体験施設管理委託費の見直し

- ・17 年度から 20%削減します。

(歳出)
145万円

山村スポーツセンター管理委託費の見直し

- ・18年度からプールの開設期間を短縮します。(7～8月のみ開設)

(歳出)
1,458万円

厚田公園管理委託費の見直し

- ・17年度から管理区域及び花壇の縮小、噴水を停止します。

(歳出)
4,080万円

高齢者施設管理委託費の見直し

- ・17年度から10%削減します。

(歳出)
97万円

集会施設管理委託費の見直し

- ・17年度から施設管理人及び除雪に係る委託費を廃止し、各自治会の負担とします。

(歳出)
1,878万円

福祉に関する事業の見直し

敬老年金支給事業の廃止

- ・19年度から廃止します。

(歳出)
1,310万円

温泉入浴サービス事業の廃止

- ・17年度から現在10回の実施を6回に縮小し、20年度から廃止します。

(歳出)
394万円

健康優良老人表彰等記念品事業の廃止

- ・17年度から廃止します。

(歳出)
282万円

高齢者地域ケア推進特別対策事業の見直し

- ・17年度から10%削減します。

(歳出)
340万円

高齢者・障害者スポーツ大会事業の廃止

- ・17年度から事業の規模を縮小し、21年度から廃止します。

(歳出)
138万円

健やか赤ちゃん祝金事業の廃止

- ・17年度から支給額を50%削減し、20年度から廃止します。

(歳出)
1,275万円

産業に関する事業の見直し

産業関係貸付資金の廃止

- ・17年度から村が直接貸し付けている産業振興資金及び農林漁業特別振興資金の貸付制度は廃止し、他の融資制度を利用させていただくこととします。
- ・関係団体の制度資金を利用した場合における、利子補給制度を新たに実施します。
- ・新規貸付がなくなるため、収入については既に貸付している償還分のみとなります。

(歳出)
1億1,000万円

(歳出)
554万円

(歳入)
1億2,364万円

教育に関する事業の見直し

保育所園児送迎事業の廃止

- ・18年度からバス送迎の随行員を廃止します。

(歳出)
842万円

その他事業の見直し

総合祝賀式の廃止

- ・17年度から総合落成式及び総合祝賀会を廃止し、表彰式のみ執り行うこととします。

(歳出)
1,025万円

納税貯蓄組合奨励金の廃止

- ・18年度から廃止します。

(歳出)
1,204万円

厚田川環境整備事業の中止

- ・17年度から中止します。

(歳出)
1,300万円

新線川・聚富川環境整備事業の中止

- ・18年度から中止します。

(歳出)
612万円

古潭海浜地区清掃謝礼の廃止

- ・17年度から廃止します。

(歳出)
40万円

商店街駐車場用地借入れの廃止

- ・17年度から廃止します。

(歳出)
52万円

国・道補助金等の縮小

6～11ページにわたり、歳出の抑制として多くの事業の見直しなど対応策を挙げておりますが、それら事業の見直しに伴い、国や道からの補助金なども合わせて廃止・縮小されることとなります。

(歳入)
5,082万円

特別会計への繰出金の削減

簡易水道特別会計への繰出

- ・簡易水道会計の健全化を図るため、17年度から料金体系を見直すとともに、水道使用料についても値上げします。このため一般会計から特別会計への繰出金は削減されます。

(歳出)
3,723万円

<<見直し内容>>

	月平均	現行	H17
口径 13mm	13 m ³ 使用	3,280 円	3,087 円
口径 25mm	29 m ³ 使用	7,340 円	7,906 円
口径 50mm	717 m ³ 使用	186,420 円	237,132 円

下水道特別会計への繰出

- ・下水道会計の健全化を図るため、17年度から段階的に下水道使用料及び個別排水処理施設使用料を値上げします。このため一般会計から特別会計への繰出金は削減されます。

(歳出)
1億6,071万円

<<見直し内容>>

月平均	現行	H17	H26
13 m ³ 使用	2,290 円	3,129 円	4,557 円
29 m ³ 使用	5,170 円	6,993 円	10,269 円
717 m ³ 使用	129,010 円	173,145 円	255,885 円

国民健康保険事業特別会計への繰出

- ・国保会計の健全化を図り、現在の赤字分(1,774万円)を解消するため、17年度から国保税を値上げします。このため一般会計から特別会計への繰出金は削減されます。

(歳出)
1億7,743万円

<<見直し内容>>

老人世帯～7割減税対象と仮定

(65歳以上夫婦2名、所得なし、資産なし、介護あり)

	現行	H17
年額	25,200 円	30,400 円

4人世帯～減税対象外と仮定

(40歳以上夫婦+子2人、所得150万円、資産4万円、介護あり)

	現行	H17
年額	246,000 円	297,000 円

その他全特別会計共通の繰出

- ・職員給料月額削減や旅費の一部である日当の廃止、また各種団体に対する負担金の見直しなど、講じる対応策は各特別会計においても同じこととなります。このため一般会計から特別会計への繰出金は削減されます。

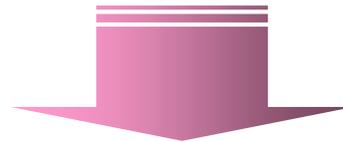
(歳出)
1億6,690万円

対策を講じた後の収支バランス

対策を講じる前（3ページと同表）

（単位：千円）

	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
歳入	3,319,860	2,814,037	2,156,346	2,179,036	2,058,660	1,966,125	1,908,157	1,900,731	1,895,688	1,870,673	1,863,747
歳出	3,319,860	3,178,013	2,619,934	2,634,577	2,503,925	2,386,160	2,322,271	2,317,674	2,267,550	2,226,165	2,215,332
収支	0	363,976	463,588	455,541	445,265	420,035	414,114	416,943	371,862	355,492	351,585
累計	0	363,976	827,564	1,283,105	1,728,370	2,148,405	2,562,519	2,979,462	3,351,324	3,706,816	4,058,401



対策を講じた後

（単位：千円）

	H 1 6	H 1 7	H 1 8	H 1 9	H 2 0	H 2 1	H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6
歳入	3,319,860	2,807,957	2,170,587	2,192,183	2,064,131	1,970,862	1,912,014	1,904,489	1,899,739	1,874,769	1,867,630
歳出	3,319,860	3,030,027	2,374,898	2,360,895	2,188,020	2,047,457	1,983,910	1,938,363	1,876,395	1,836,471	1,791,680
収支	0	222,070	204,311	168,712	123,889	76,595	71,896	33,874	23,344	38,298	75,950
累計	0	222,070	426,381	595,093	718,982	795,577	867,473	901,347	878,003	839,705	763,755

おわりに

このように、現時点で想定しうるあらゆる対策を講じたとしても、収支のバランスを取ることはできません。

この10年間の収支推計は、総合計画に盛り込まれた事業を全て取止め、村の特別職や一般職、嘱託や臨時職員を減らし、その給与を削減し、さらに議会議員や農業委員会委員の定数削減に加え、報酬・手当などについても削減したうえで、村民にも多大の負担を強いています。

対策を講じた後の収支を見ると、23年度までは赤字が続き、累積赤字額についてもピークである約9億円にまで達しますが、24年度からは逆に単年度収支が黒字へと転換することとなります。

現在、村の基金が約9億円ありますから、これを取り崩しながら財政運営をしていけば赤字は解消されますが、自治体運営は依然として厳しいものとなります。

一向に景気の回復の兆しは見えない中で国の財政は逼迫し、今後交付税が増える要素は見当たりません。村の人口はさらに減少し、少子高齢社会も一段と進むことが予想されております。

この合併問題については、避けて通ることのできない課題としてこれまで多くの時間を費やして検討してまいりましたが、いよいよその決断の時が近づいてきています。

「合併するとした場合の姿」と「合併しない場合の姿」の2つの姿を十分に比較検討し、厚田村にとって、また村民にとって、どちらを選択すればよいのか、真剣に考え議論を尽くすことが必要です。

資料集

- 別表1 各種団体からの脱退等による負担金の見直し・・・P15
- 別表2 各種団体への補助金の見直し・・・・・・・・・・P17
- 別表3 各種事業への補助の見直し・・・・・・・・・・P18
- 別表4 各種団体等への交付金の見直し・・・・・・・・P19
- 別表5 「合併する場合」と「合併しない場合」の比較・・・P20

別表 1

各種団体等からの脱退等による負担金の見直し

(単位：千円)

会計	分野	団体名等	H16 予算額	脱退 年度	
一般	議会	議員互助会	87	19 減	
		議員共済会事務	150	19 減	
		森林交付税創設促進議員連盟	20	18	
		北海道森林・林業林産業活性化促進議員連盟	10	18	
	総務	日韓友好協会	20	17	
		内外情勢調査会	202	17	
		自治研修協議会	10	17	
	まち	過疎地域活性化連盟	78	17	
		山村振興連盟	39	17	
		全国広報協会	15	17	
		全道広報協会	4	17	
		北海道雇用開発協会	20	17	
		季節移動労働者福祉地方協会	18	17	
		北海道ILO協会札幌支部	4	17	
		北海道観光地所在町村協議会	11	17	
		北海道むらこん24	250	17	
		優良道産品推進協議会	18	17	
		北海道むらこん24の会	10	17	
		北石狩観光特別番組制作実行委員会	300	17	
		北海道索道協会	114	18	
		福祉	北海道難病連	10	17
			北海道高齢者問題研究会	10	17
			北海道在宅介護支援センター	30	17
			ホームヘルプサービス利用者軽減給付	10	17
	北海道保健センター		35	18	
	北海道看護協会保健師部会		30	17	
	日本消化器集団検診学会北海道支部		4	17	
	産業	北海道市町村農業農村振興対策協議会	6	17	
		道央酪農祭	30	17	
		北海道の酪農を守る町村長会議	10	17	
		北海道土地改良事業団体連合会	50	17	
		北海道海岸農地保全対策事業促進協会	10	17	
		北海道造林協会	70	17	
		北海道林道協会	171	17	
		北海道治山協会	150	17	
		特定地域事業(町村会)	9	17	
		北海道森と緑の会	5	17	
		石狩・空知流域林業活性化センター	5	17	
		北海道林業改良普及協会	10	17	
		北海道漁港漁場協会	163	17	
		北海道漁船海難防止・水難救済センター	175	17	
		北海道水産会	50	17	
		全国町村水産業振興対策協議会	30	17	

会計	分野	団体名等	H16 予算額	脱退 年度
一般	産業	石狩後志管内漁業士会	60	17
		厚田村水産振興対策協議会	50	17
		日本海さけ・ます増殖事業協会	3,927	継続
		石狩湾ニシン資源栽培漁業振興協議会	500	継続
	建設	雪センター	50	17
	教育	青少年育成協会	10	17
		4町村青少年キャンプ交流事業実行委員会	30	17
		石狩管内特殊学級設置学校長協会	14	17
		石狩管内特殊教育振興会	5	17
		石狩管内公立小中学校事務職員協議会	48	17
		北海道教育・文化振興協議会	2	17
		北海道視聴覚教育振興協議会	5	17
		北海道障害児教育研究連盟	8	17
		石狩北部地区危険物安全協会	8	17
		北海道生涯学習協会	10	17
		北海道公民館協会	28	17
		公民館協会石狩支部	2	17
		北海道図書館振興協議会	10	17
		管内図書館振興協議会	10	17
		管内社会教育主事会	10	17
		学校給食研究協議会	10	18
日本栄養士会	14	17		
全国栄養士協議会北海道支部	14	17		
計	66 団体	7,278		

継続 2
見直し含む継続 2
脱退 6 2

会計	分野	団体名等	H16 予算額	脱退 年度
簡水	水道	簡水協	5	17
下水		全国下水道推進協議会北海道支部	10	17
		北海道合併処理浄化槽普及促進協議会	21	17
計	3 団体	36		

脱退 3

総計	69 団体	7,314	
----	-------	-------	--

継続 2
見直し含む継続 2
脱退 6 5

別表2

各種団体への補助金の見直し

(単位：千円)

会計	分野	団体名等	H16 予算額	内 容	
一般	議会	厚友会	60	H17：廃止	
		厚生会	329	H17：廃止	
	総務	交通安全運動推進委員会	900	H17から10%減	
		交通安全協会厚田支部	70	H17：廃止	
		街路灯助成	3,354	H17から1,000千円減(電気料・修繕費60%補助)	
		地区自治連合会	141	H17：50%減 H18：廃止	
		自治会集会所運営	144	H17：50%減 H18：廃止	
		自衛隊協力会	28	継続	
		防犯協会	180	継続	
		まち	観光協会運営	4,100	H17から870千円減
			特産品開発促進協議会運営	900	H17から500千円減
	商工会運営		10,320	継続	
	税務	納税貯蓄組合連合会	60	H17：50%減 H18：廃止	
		たばこ小売組合	63	H17：50%減 H18：廃止	
		青色申告会連絡協議会	137	H17：50%減 H18：廃止	
	福祉	社会福祉協議会	4,500	H17から10%減	
		心身障害者父母の会	24	H17：廃止	
		食生活改善協議会	25	H17：廃止	
	住民	公衆衛生団体連合会	150	H18から50%減	
		石狩地方食品衛生協会厚田支部	86	18から36千円減	
	産業	営農指導対策協議会	120	H17：廃止	
		結婚相談協議会	80	H17：廃止	
		救難所運営	400	H17から50%減	
	教育	学校教育連絡協議会	270	H17：廃止	
		青少年育成協議会	200	H17：廃止 (子育てネットに統合)	
		望来獅子舞保存会	90	H17：廃止	
		スポーツ少年団本部	180	H17：廃止 (体育協会に統合)	
		体育協会	900	継続	
		子育てネットワーク委員会	360	継続	
		教育研究会	1,320	継続	
		集合教育協議会	2,830	継続	
		P T A 連合会	160	継続	
		女性団体連絡協議会	240	継続	
		青年団体協議会	180	継続	
計	34 団体	32,901	継続 10 見直し含み継続 8 廃止(又は完了) 16		

別表3

各種事業への補助の見直し

(単位：千円)

会計	分野	事業名等	H16 予算額	内 容
一般	総務	準生活路線維持費	3,770	H17：廃止
		自治会研修	580	継続
	福祉	戦没者戦災物故者実行委員会	250	H17から50%減
		はるにれの里職員住宅建設利子補給	150	H18で事業完了
		総合敬老会実行委員会	1,100	H17：廃止
		高齢者事業団育成事業	1,159	H17：廃止
		介護サービス利用者負担軽減事業	324	H18：廃止
	住民	村外火葬場使用料助成	100	H17：廃止
		蜂駆除費補助事業	80	H17：廃止
		地域医療促進事業	12,000	継続
	産業	米麦改良協会運営対策事業	370	H17から毎年10%減
		農業情報網運営対策事業	830	H17：廃止
		平成11年農作物被害対策利子補給	196	H21で事業完了
		酪農経営負債整理資金利子補給	13	H17で事業完了
		畜産総合対策事業	670	H17から毎年10%減
		国営造成施設管理体制整備促進事業	732	H17：廃止
		鳥獣保護対策費	32	H17：廃止
		望来市街地緑化推進事業	27	H17：廃止
		漁業近代化資金利子補給	326	H17：168千円減 H18：74千円減 H19：廃止
		八夕八夕増殖事業	450	継続
		教育	児童クラブ特別対策事業	2,154
	子ども親善大使派遣事業		3,700	H18：廃止
	村民大学ふるさと学習塾実行委員会		800	H17から300千円減
	管内スポーツフェスタ選手団派遣		270	H17から120千円減
	計	24事業	30,083	継続 3 見直し含み継続 6 廃止(又は完了) 15

別表 4

各種団体等への交付金の見直し

(単位：千円)

会計	分野	団体名等	H16 予算額	内 容
一般	総務	区制(駐在区)	1,605	H17:50%減 H18:廃止
	税務	納税貯蓄組合	314	H17:50%減 H18:廃止
	福祉	はるにれの里	1,000	H17:50%減 H18:廃止
		民生委員協議会	1,575	H17から10%減 H20から10%減
		老人クラブ連合会	680	H17から50%減
		厚栄福祉会	1,000	H17:50%減 H18:廃止
	産業	森林整備地域活動支援事業	5,597	H20:廃止
		中山間地域等直接支払推進事業	34,752	継続
	教育	家庭教育学級	120	H17:廃止
		婦人学級	146	H17:廃止
計	10 団体等	46,789	継続 1 見直し含み継続 2 廃止 7	

別表5 「合併する場合」と「合併しない場合」の比較

合併協議会で協議されてきた「合併する場合の姿」と、厚田村が自立してやっていくために検討してきた「合併しない場合の姿」について、その住民サービス内容や各種事業など、みなさんの生活にかかわる主な事項について比較し、次のとおりまとめました。

項目	現在	合併する場合	合併しない場合
【税金等】 国民健康保険税		段階的に調整して、5年後に石狩市の税率に統一。	H17から値上げ。
4人世帯の場合の年税額（例） 【夫婦（40歳以上）+子2人、所得150万円、資産4万円、介護有】			
	年額 246,000 円	年額 277,700 円	年額 297,000 円
その他の税		現行のとおり	現行のとおり
介護保険料	第3段階保険料 月額 4,742 円	合併時は現行のとおり。 次期介護保険事業計画の初年度である18年度から保険料を統一。 合併協議会での試算 第3段階保険料 月額 3,902 円	現行の料金で推移する見込み。 第3段階保険料 月額 4,742 円
各種証明手数料	<主な証明> 住民票 ...250 円 印鑑証明 ...350 円 戸籍謄本・抄本 ...450 円 所得証明 ...350 円 納税証明 ...350 円	<主な証明> 住民票 ...250 円 印鑑証明 ...350 円 戸籍謄本・抄本 ...450 円 所得証明 ...350 円 納税証明 ...350 円	H18から20%値上げ。 <主な証明> 住民票 ...300 円 印鑑証明 ...420 円 戸籍謄本・抄本 ...540 円 所得証明 ...420 円 納税証明 ...420 円
【生活環境】 水道	「従量制」	段階的に調整して、H22に石狩市の料金に統一。	H17より「従量制」から「逓増従量制」に変更。
【<一般家庭>口径13mm、平均13㎡使用した場合の月額料金】			
	月額 3,280 円	月額 2,436 円	月額 3,087 円
【<大口径利用者>口径50mm、平均717㎡使用した場合の月額料金】			
	月額 186,420 円	月額 394,989 円	月額 237,132 円

項 目	現 在	合併する場合	合併しない場合
下水道及び個別排水処理施設	【 <一般家庭> 平均 13 m ³ 使用した場合の月額料金】		
	月額 2,290 円	現行のとおり。 月額 2,290 円	段階的に値上げ。 H17 37% 月額 3,129 円 H21 26% 月額 3,927 円 H26 16% 月額 4,557 円
ごみ処理手数料	・家庭系ごみ ...無料 ・事業系ごみ (1袋 45 ㍓当り) ...100 円	・家庭系ごみ ...無料 ・事業系ごみ (1袋 45 ㍓当り) ...147 円	H18 から一部個人負担。 ・家庭系ごみ (1袋 45 ㍓当り) ...150 円 ・事業系ごみ (1袋 45 ㍓当り) ...250 円
し尿処理手数料	無料	無料	H18 から一部個人負担。 1 ㍓当り 4 円
火葬場使用料	・13 歳未満 1 回 8,000 円 ・13 歳以上 1 回 10,000 円	・13 歳未満 1 回 3,300 円 ・13 歳以上 1 回 5,000 円	H18 から 20% 値上げ。 ・13 歳未満 1 回 9,600 円 ・13 歳以上 1 回 12,000 円
【保健福祉】 各種検診 (個人負担)	<主な検診> ・基本健康診査...1,000 円 ・がん検診 胃 ...500 円 大腸 ...500 円 乳房 (触診) ...500 円 乳房 (マンモグラフィ) ...1,000 円 子宮 (頸部) ...500 円 子宮 (体部) ...500 円 肺 (喀痰) ...800 円 肺 (レントゲン) ...無料 ・頭部検診 脳ドック ...6,300 円 集団検診 ...2,000 円 ・C 型肝炎 ...500 円 ・骨粗しょう症...2,000 円	<主な検診> ・基本健康診査 ...500 円 ・がん検診 胃 ...1,500 円 大腸 ...1,000 円 乳房 (触診) ...1,300 円 乳房 (マンモグラフィ) ...1,200 円 子宮 (頸部) ...1,300 円 子宮 (体部) ...1,000 円 肺 (喀痰) ...1,000 円 肺 (レントゲン) ...500 円 ・頭部検診 脳ドック ...実施しない 集団検診 ...実施しない ・C 型肝炎 ...570 円 ・骨粗しょう症 ...500 円	H17 から値上げ。 <主な検診> ・基本健康診査 ...8,000 円 ・がん検診 胃 ...2,600 円 大腸 ...1,400 円 乳房 (触診) ...1,500 円 乳房 (マンモグラフィ) ...1,300 円 子宮 (頸部) ...2,600 円 子宮 (体部) ...1,300 円 肺 (喀痰) ...1,500 円 肺 (レントゲン) ...700 円 ・頭部検診 脳ドック ...現行のとおり 集団検診 ...2,500 円 ・C 型肝炎 ...700 円 ・骨粗しょう症 ...3,500 円

敬老年金	70歳 ... <u>13,000円</u> 77歳 ... <u>15,000円</u> 88歳 ... <u>30,000円</u> 99歳 ... <u>50,000円</u>	合併時は現行のとおり。 合併後に新市で調整。	H19から廃止。
項 目	現 在	合併する場合	合併しない場合
健やか赤ちゃん祝い金	出生児1子につき ... <u>100,000円</u>	廃止。	H17から50%削減。 H20から廃止。
【医療給付】 乳幼児医療	<ul style="list-style-type: none"> ・給付対象 入院：就学前まで 通院：就学前まで ・自己負担 初診時一部負担 入院：1割負担 (月額上限 <u>40,200円</u>) 通院：1割負担 (月額上限 <u>12,000円</u>) ただし、<u>3歳未満</u>及び低所得世帯を除く 	<ul style="list-style-type: none"> ・給付対象 入院：就学前まで 通院：就学前まで ・自己負担 初診時一部負担 入院：1割負担 (月額上限 <u>なし</u>) 通院：1割負担 (月額上限 <u>12,000円</u>) ただし、<u>4歳未満</u>及び低所得世帯を除く 	現行のとおり。
老人医療費	<ul style="list-style-type: none"> ・給付対象 65～69歳の単身世帯、老人夫婦世帯、老人と児童の世帯。 ・自己負担 所得に応じ、1割又は2割 	<ul style="list-style-type: none"> ・給付対象 65～69歳の単身世帯、老人夫婦世帯、老人と児童の世帯。 所得制限に該当しない68～69歳の者。 ・自己負担 所得に応じ、1割又は2割 	現行のとおり。

<p>【産業】 産業関係 資金貸付</p>	<p>【産業振興資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付額 予算の範囲 ・貸付の条件 つなぎ 年利 1.3% 償還 年度内 長期 年利 0.65% 償還 7年以内 <p>【農林漁業特別振興資金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付額 個人 10万円以内 団体 500万円以内 ・貸付の条件 個人 年利 1.3%以内 償還 7年以内 団体 年利 1.3%以内 償還 7年以内 	<p>新たな融資及び利子補給制度の検討。</p>	<p>貸付金制度は廃止。 関係団体の制度資金を利用した場合において利子補給を行う。</p>
--------------------------------------	---	--------------------------	---

項 目	現 在	合併する場合	合併しない場合
<p>【公共施設】 スキー場</p>	<p>開 設。</p>	<p>合併時は現行のとおり。 合併後にあり方を含め検討。</p>	<p>H18から廃止。</p>
<p>給食センター</p>	<p>直営（配送のみ委託）。</p>	<p>第3セクターへの委託を検討。</p>	<p>H18から当分の間休止。</p>
<p>山村スポーツセンター</p>	<p>無 料。</p>	<p>有料化を検討。</p>	<p>無 料。 ただし、H18からプールの開設期間を短縮。</p>
<p>【保育所】 保育所</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入所年齢 満3歳以上 ・保育時間 平日 8:00～15:30 土曜 8:00～11:30 (第2、4休み) ・延長保育 平日 15:30～18:00 ・保育料 月額 10,000円 ・延長保育料 日額 500円 月額 3,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・入所年齢 満3歳以上 ・保育時間 平日 8:00～17:00 土曜 8:00～12:00 ・延長保育 平日 17:00～18:00 ・保育料 合併時は現行のとおり。 合併後に新市で調整。 ・延長保育料 30分 150円 月額限度額 3,000円 	<p>現行のとおり。 ただし、給食センターの休止に伴い給食は出ないこととなります。</p>